

南北朝時代における地方武士の動向とその待遇

——播磨国を通して——

清水 優果

〔要旨〕南北朝時代は約六〇年という短期間でありながら、日本中を南北両朝間の争いの渦に巻き込み、ひいては室町幕府を率いていくことになる有力武士を生み出した時代に当たるといえる。だが、彼ら有力武士が表舞台で活躍する裏側には、彼らを支えた武士たちがいたであろうことは言うまでもない。本稿では、有力武士の下に就き、本領地での活動を主とした武士を地方武士と呼び、注目される機会の少ない彼らの実体を、播磨武士による合戦での功績と、その功績に対する処遇の事例を取り上げて考察を行う。

武士社会で最も重視されたのは、家臣が主人に忠義を尽くす「奉公」と、その「奉公」に対する見返りとして主人が家臣に与える「御恩」の関係を築いた主従関係制度である。なぜならば、当制度の遵守によって、家臣は所領や地位の保護を、主人は安定的な労働力や収入の維持が可能であったからである。

そのため、祇園社と広峯家の相論に見えるように、仲介人がいなくとも本領維持が可能な状況である場合はあえて主人を仰ぐ必要はなかった。また、安積家の事例から、戦況に応じて家臣が主人を選び、本領維持に努めることもあったのである。

また、越前島津家の七代忠兼は、摂津・播磨両国内で行われた「丹生寺合戦」への参戦を通して自家の格をあげ、播磨武士の中でも一際注目を集める人物へと成長した。そして、数々の合戦に参戦することで恩賞地を賜った。しかし、賜った恩賞地の多くは、様々な妨害によって支配が儘ならず、時には派遣し

た人物が殺害されるなど、結果的に恩賞支給によって不利益が生じたのである。しかしながら、彼らは本領維持と新たな所領確保という目的を達するため、主人を信頼し続ける限り「御恩」を求めて「奉公」し続けたのである。

〔キーワード〕武士社会、主従関係、本領維持、恩賞、播磨武士

はじめに

南北朝時代の研究においては、元弘元年（一三三二）の後醍醐天皇による鎌倉幕府討幕計画の露呈に始まった元弘の乱から、足利幕府三代将軍足利義満によって南北朝の合体がなされた明德三年（一三九二）までの、約六十年の期間を対象とすることが多い。それは、後の室町幕府を開くことになる足利尊氏が、元弘の乱でその頭角を現したためであろう。しかし、約六十年という短期間にも関わらず、南北両朝間の争いは日本中を動乱の渦に巻き込み、その結果、後に室町幕府を支えることになる有力武士¹を出現させることになった。中でも、度々動乱の中心に置

かれることが多かった地域の一つである播磨国では、播磨守護として権力を拡大した赤松円心（則村とも。以下円心で統一）の存在に注目が集まり、盛んに研究が行われている。

しかし、当時の武家社会には有力武士だけが存在していたはずもなく、有力武士指導の下、戦乱に臨んだ武士がいたことは言うまでもない。むしろ、彼らの活動に基づいて、有力武士たちの躍進があったと言っても良いだろう。だが、円心の下で活動したであろう武士を取り扱った研究は数えるほどしかなく、その内容も彼らの戦場における動向が述べられるのみであり、その実体を考察するまでには至っていない。

そこで本稿では、有力武士の下、本領地を中心に活動した武士を「地方武士」と呼び、その中でも南北朝時代に地頭や下司・公文等の所職を得て一族や先祖代々の土地を受け継ぐなど、一族の中でも惣領的立場にあった播磨の地方武士を以下、「播磨武士」と呼ぶことにしたい。なお、本稿で地方武士を指す場合、国もしくは地域の名称を付けて表現する。

その上で、地方武士同士間での比較検討を行い、地方武士の実体を明らかにすることを目的とする。その方法として、地方武士自身が合戦での軍功を記した軍忠状を中心に活用し、地方武士が合戦に参戦する目的と、地方武士の参戦に対する恩賞給付の面から地方武士の実体を考察していく。なお、本稿は南北朝時代の地方武士を主題としているため、地方武士の活動が本格的に見える、護良親王が鎌倉幕府討幕を目指して挙兵した元弘三年（一三三三）の「元弘の乱」から、尊氏と直義の間で勃発した観応の擾乱が終息し、南北両朝の激しい争いが見られなくなる文和年間（一三五五年頃）までを研究対象とする。

第一章 南北朝時代の武家社会

そもそも武士とは、平安時代末期頃より登場し、鎌倉時代には社会の頂点に君臨するほど大成を遂げた身分に当たる者を指す。初の武家政権を確立した鎌倉幕府政権によって武家制度や規則が定められ、武家社会の基盤が作られた。そして、この時に定められた武家制度や規則が、南北朝時代の武家社会にも引き継がれていったのである。特に南北朝時代の武士にとって、「御恩」と「奉公」で結ばれた主従関係は、重要な武家社会制度の一つであった。ここで、改めて「御恩」と「奉公」の主従関係制度を整理しておく。

「奉公」とは、家臣が直接の主人に対して忠義を示す行動を指し、戦時下での合戦への参戦や、平時における御家人役の遂行などがその行為に当たる。「奉公」の証拠として機能した文書に「軍忠状」がある。軍忠状とは、合戦で果たした自身の軍忠を上への者に認定してもらうことで、他日の論功行賞で、自己に有利な証拠書類とするために作成された文書である。そのため軍忠状には、いつ、どこで、誰が、どの合戦に参戦し、どのような貢献を果たしたのかを明確かつ具体的に記す必要があった。そして、証拠として首・分捕品等の提出や証人の存在を記すこともあったのである。また、自身及び一族や家臣の負傷や戦死等を証拠として申請することも是とされていた。

だが、軍忠申請において一番重要なことは、合戦が終わり次第、直ちに合戦時の大将や奉行に軍忠状を提出し、申請した軍忠の認知を得ることであった。本来であれば、軍忠状を提出し、その軍功が認知された段階で「恩賞」を得ることが出来た。しかし、南北朝時代は戦乱が次から

次へと勃発し、「恩賞」の支給は後日となる場合が大半であった。そのため、後日軍忠を申請した時に、上申責任者が申請者の申請内容を疑った場合、申請者の「奉公」が認められず、「恩賞」に預かることが出来ない可能性がある。従って、申請者は合戦が終わり次第、直ちに大将や奉行に軍忠状を提出し、彼らの証判を得ることで、軍功を保障してもらう必要があったのである。

一方で、「御恩」は家臣が主人に対して行った「奉公」に対する見返りとして、家臣の所領支配を認める本領安堵や、新たに新領を与える新恩給与などの恩賞給付を指す。さらに、尊氏の九州敗走時から足利一族等によって行われた所領の預け置きも、恩賞給付行為の一つとみなされている³⁾。

これらの恩賞給付は、室町幕府当初では、基本的に尊氏が恩賞宛行権、直義が所領安堵権や所務相論の裁許権を行使しており、恩賞措置は將軍によって行われることが一般的となっていた。つまり、当時の恩賞給付は、足利一族を中心に行われたのであり、主人が足利一族の者でなければ、迅速な恩賞支給は行われなかったと考えられる。しかし、貞和二年（一三四六）に苜田狼藉や使節遵行の守護権限の付加、観応三年（一三五二）の「半済令」の発布等、足利一門以外の守護に対して任国での行政や司法の権限が大幅に拡大されたことを契機に、足利一門の守護や大将とそれ以外の守護の間に存在した権限上の相違は解消されていった⁴⁾。

家臣は所領や地位の保護を得るために、主人に従って合戦に参戦し、主人は労働力や収入を確保し続けるために、家臣の軍功に見合った恩賞給付を行った。要するに、互いに利益がもたらされるからこそ、両者の関係が重要視されたのである。

第二章 播磨武士と南北朝時代

続いて、当時の武士が「御恩」と「奉公」の主従関係を重視したことや踏まえ、播磨国内の動向に目を向けてみたい。播磨守護であった円心は、播磨国内の親戚に当たる赤松一族を使い、播磨国内の支配を行った。足利幕府における円心の影響力が強まるにつれ、赤松氏の庇護を得ようとする播磨武士が、次第にその支配下に組み込まれていったことにより、播磨国では安定的な支配が行われるようになった。だが、円心は南北朝動乱を通してその支配力を強めたのであり、南北朝時代当初の播磨国内では、赤松氏の下で活動する播磨武士がいる一方で、それ以外の主人の下で活動する播磨武士もいたのである。その例として、広峯家と安積家を取り上げ、彼らが赤松氏の下に組み込まれる以前の動向や、組み込まれていく経緯を考察する。

第一節 広峯家

広峯家は京都祇園八坂神社の本社と言われる広峯神社（以下、広峯社）の大別当家を務めた家であり、また、御家人として鎌倉幕府に仕えた一族でもあった。

南北朝時代当初における広峯家の立場を考える上では、広峯社の知行をめぐる祇園社との相論を見る⁵⁾ことが重要である。当時、広峯社は祇園社の本社だと称していた。一方、祇園社も広峯社の本社だと称しており、広峯社は末社とみなしていた。本社をめぐる相論は非常に興味深い問題ではあるが、ここで注目したいのは、当時の広峯社と祇園社の間に、どのような認識の差が見られることである。

祇園社は、応長元年（一三一一）の伏見上皇院宣で広峯社の寄進を受け、当時の祇園社社務執行の門弟に給主職相伝を認めていた。⁶また、建武四年（一三三七）には光厳上皇院宣を得て、祇園社に従わない「下司」広峯氏の悪行を「武家」に訴えている。⁷一方の広峯家は、元徳二年（一一三〇）の広峯長重の讓状を見るに、広峯家が広峯社大別当職を代々相伝し、さらに、元弘三年（一一三三）の広峯貞長の軍忠状では「播磨国御家人広峯大別当」と称していることから、広峯社は祇園社の管轄内に置かれていないことを主張した。⁸

このように、祇園社と広峯社が対立する中、続いて幕府側の動向を見てみたい。貞和元年（一一四五）の足利尊氏下文では、広峯家に「播磨国広峯大別当職屋敷名田島」の知行を認めている。⁹さらに、多くの幕府発給文書では、広峯家の者に「広峯社大別当」の職名を付しており、幕府は広峯家を優遇していたと考えられる。

だが、このことは決して祇園社の力が劣っていたことを示しているのではない。同じ頃、丹波国でも所領の所有権をめぐり、祇園社と在地武士が争っていた。祇園社は敵として活動していた時期があるにも関わらず、院宣の所有を理由に幕府からその土地の知行安堵を得ていた。そのため、先祖代々の所領かつ恩賞として安堵された土地とする在地武士の訴えは退けられ、祇園社にその土地の支配を命じる幕府の裁許が下っている。¹⁰つまり、幕府は祇園社を優遇しているのである。しかし、広峯家と祇園社の相論では、幕府は祇園社よりも広峯家を優遇した。その理由は定かではないが、広峯家が広峯社の大別当家を務めてきた一族であることと関係があるのではないだろうか。広峯家は動乱の当初から北朝方として活動しており、幕府としては、途中から味方となった祇園社よりも古くからの付き合いである広峯社を信頼していたと考えられる。つま

り、広峯家は神格を楯に、本領維持を行うことが出来たのである。

第二節 安積家

続いて、安積家の事例を見てみよう。安積家は宍粟郡安積保を本領とし、同郡三方西公文職と飾東郡姫道村（現姫路城地）の田畑等を有した播磨の土豪である。¹¹ここで、安積家に残された文書の中から、文和四年（一一三五）発給の赤松則祐の挙状に注目してみたい。¹²

安積出羽平次盛兼申、本領播磨国安積保下司・公文両職并三方西公文職、姫道村田島等還補御下文事、申状謹進上之、子細載状候歟、盛兼属当手、致忠候之間執申候、可被経御沙汰候哉、此条偽申候者、可罷蒙 仏神御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

文和四年二月五日

権律師則祐

（裏花押）

進上 御奉行所

右の史料は、播磨守護赤松則祐の下で活動した安積盛兼に対して、本領を「還補」（返還）する下文の発給を則祐から「御奉行所」に申し上げた挙状である。つまり、安積家の本領は、何らかの要因で文和四年以前に没収されていたのである。おそらくその要因は、観応の擾乱以前の安積家が足利直義の下で活動していたことと関係しているよう。安積家に残されている軍勢催促状の内、貞和四年（一一三八）の軍勢催促状は直義からのものであり、観応二年（一一三五）の軍勢催促状は、尊氏と直義、両者から出されたものであった。¹³つまり、安積家は少なくとも尊氏と直義が対立していた観応二年頃までは、直義と関わりがあったと見て

良いだろう。そうであれば、安積家の本領は、直義の下で活動していた時に、尊氏側から敵の所領として没収され、安積家が尊氏の下で活動するようになって、没収された所領は安積家に返却されず、それ故、則祐から挙状が出されることになったのだろう。しかし、右の挙状では本領返還はなされなかったようで、貞治三年（一三六四）に再び則祐の挙状が出されている。¹⁵だが安積家も、ただ本領が返還されることを待つていただけではなかったようである。

二〇一二年に兵庫県立歴史博物館で開催された特別展「赤松円心・則祐」の図録解説の中で、観応二年九月十一日発給の〈一〉「足利尊氏軍勢催促状」と、貞和四年六月二十三日発給の〈二〉「足利直義軍勢催促状」に一部改竄された形跡があると指摘している。¹⁶以下、両史料を再検討してみることにする。

まず〈一〉の文書では、宛所が「出羽将監」から「右近将監」に改竄された形跡が見られるという。安積家に残された文書を見る限り、この時期に右近将監を称したのは盛兼だけである。しかし、盛兼が右近将監を名乗るのは、早くとも文和四年四月以降であり、前掲の同年二月発給の則祐の挙状では「安積出羽平次盛兼」と記載されていることを踏まえると、〈一〉の改竄は文和四年四月以降に行われたと見ることが出来るのである。また、改竄される以前の「出羽将監」を特定することはできないが、父盛氏が文和二年以前に出羽守に任じられていたことを踏まえると、盛氏の近親者と見て良いだろう。そうであれば、宛名を盛兼に変更したことには、尊氏と盛兼の付き合いが長いことを強調する意図があったのではないだろうか。

次に〈二〉の文書では、宛所の刷り消しが行われているという。本来は「阿積出羽権守」と記載されており、盛兼の父盛氏を指していると考

えられる。刷り消しが行われた時期は不明だが、そもそも貞和四年は観応の擾乱以前であり、直義発給の軍勢催促状とはいえ、その内容は南朝方の凶徒退治を命じたものであるため、宛所を消す必要は感じられない。しかし、直義発給の文書に父盛氏の名があることで、直義に仕えていた一族である証拠となることを憚ったのではないだろうか。そのように考えると、刷り消しの行為は、本領返還の要求のために行われたと判断されよう。

以上の行為によって、本領返還が成し遂げられたのかどうかは定かではない。だが、安積家は尊氏の敵であった時期が存在する不利な状況を、赤松氏の力を頼り、また自らも文書の工作行為を行うことで、その悲願を叶えようとしていたことは明らかである。

ここまで広峯家と安積家の事例を見てきた。広峯家は、広峯社の大別当家という立場を利用し、足利家から一目置かれる立場にあった。一方安積家は、直義の下で活動していたが、南北朝動乱の最中に尊氏方へ寝返った。しかし、尊氏軍ではすでに安積家の本領地を敵の所領地とみなして没収していたため、安積家は本領返還を求めて赤松氏の力を借りたのである。つまり、赤松氏が播磨国内で力を振るうようになる以前に赤松氏以外の下で活動していた播磨武士も、結局のところ自家の本領安堵を保証してくれる主人を求めて活動していたと言える。

第三章 越前島津家に見る地方武士の動向と恩賞

では、播磨武士は本領安堵を得るために、どのような活動をしていたのだろうか。次に、南北朝時代の動向を窺うことが出来る、播磨武士越前島津家の事例を取り上げ、地方武士の「奉公」と主人の「御恩」の関

て始まったと考えられる。彼等の本拠地が両国の境に位置したため、合戦は両国を舞台に行われた。この「丹生寺合戦」に忠兼が参戦することには、どのような意義があったのだろうか。

「丹生寺合戦」における忠兼の動向には、参戦した年代によって、注目すべき画期がみられる。そこで今回は、建武五年頃と暦応二・三年の二区分に分けて考察を行いたい。

まず、建武五年（一三三八）に南朝方の本拠地で行われた丹生寺での合戦である。この頃、「丹生寺合戦」に参加していた地方武士は、摂津守護赤松範資をはじめとする摂津武士が多かった²⁴。それは、舞台となった丹生寺が、摂津国に位置したからであろう。一方、播磨武士では、管見の限り、忠兼以外に参戦していた様子は見受けられない。だが、忠兼が提出した軍忠状への証判を円心が行っていることから、円心を中心とする播磨武士も参戦していたと見てよいだろう。

この時、丹生寺にて合戦を行っているということは、忠兼の属する北朝軍が南朝方に攻め入っている状況と考えられるため、北朝軍優勢の戦況であったと言える。しかし、これ以降の合戦では、南朝方が勢力を強め、北朝軍を追い詰めている。なぜ、そのような事態になったのだろうか。

実はこの時期、南北両朝の争いが佳境を迎えており、南朝方の有力者たちの活発的な活動が、丹生寺凶徒の活動に影響を与えていたと考えられる。また、「丹生寺合戦」を南朝軍側から動向を明らかにし、加えて、摂津武士の動向から、北朝軍の「丹生寺合戦」に対する認識を考察された市沢哲氏は、北朝軍は「丹生寺合戦」をローカルな合戦と位置付け、摂津武士に鎮圧をさせたものの、摂津武士の結集が不十分であったため、鎮圧に難儀した可能性を指摘している²⁵。しかし、越前島津家の動向に見

えるように、「丹生寺合戦」は摂津国だけではなく、播磨国内にまで及んでいるにも関わらず、越前島津家以外の播磨武士が参戦する姿は皆無に等しい。このことは摂津武士だけではなく、播磨武士の結集が不十分であったことも要因の一つであろうと考えられる。

次に、暦応二・三年にかけての「丹生寺合戦」の様子を見ていこう。暦応二年になると、東国を中心に活動する武士も「丹生寺合戦」に参戦するようになった。このことは、摂津武士や播磨武士だけでは南朝軍の活動を抑えられないほど、大規模な合戦へ発展していたことを裏付けていよう。

ここで、「丹生寺合戦」参戦時の、忠兼の姿を窺うことができる史料を紹介したい²⁶。

嶋津周防三郎左衛門尉忠兼申本領訴訟事、属于頼房之手、於播磨国山田丹生寺合戦最中、雖致軍忠候、浮沈之由、歎申候之間、令注進候、急速被御沙汰、於其身者、則可下給候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

十一月十三日 （原巻） 源頼房（花押）

進上 御奉行所

右の史料は、暦応二年（一三三九）に石塔頼房から「御奉行所」宛に発給された吹挙状である。石塔頼房は東国を中心に活動した人物であるが、この時期は西国地域での合戦が佳境を迎えたことに伴い、播磨国へ滞在していたのであろう。そして忠兼は、石塔頼房軍として「丹生寺合戦」に参戦し、そこでの忠節が認められ、右の吹挙状が発給されたと考えられる。吹挙状の内容を見ると、忠兼は「丹生寺合戦」で軍忠を果た

したが、「浮沈」であると注進してきたため、忠兼が訴える「本領訴訟」を取りはからってほしい旨を奉行所に報告している。後ほど詳細を述べるが、忠兼の言う「本領訴訟」とは、越前島津家の本領が恩賞として他者と分配して宛行われた問題を指していると考えられる。しかし、すでにこの問題は前年に一応の決着がついており、忠兼はその結果に納得せず、訴えを続けていたのであろう。そして、石塔頼房の口添えを得て、再び「本領訴訟」を行ったのである。また、石塔頼房だけではなく、播磨守護円心から同様の内容を記した吹挙状が奉行所に提出されている。⁽²⁷⁾

つまり、尊氏との関係が深い二人の人物に「本領訴訟」の口添えが行われたのである。忠兼が属した大将と本来の上司である大将からの吹挙状と考えれば、特段変わった行為とは言えない。だが、決着がつけられた問題に対する忠兼の訴えを上申する処置が行われていることから、忠兼は他者を逸出した人物となっていたと考えて良いだろう。このことは、忠兼が「丹生寺合戦」を経て、播磨武士の中で一際力を持つ人物へと成長したことを意味しており、ひいては、越前島津家の格を上げることになったのである。

その後、暦応二年以降に越前島津家が「丹生寺合戦」に参戦していたことを示す史料は見受けられない。しかし、合戦は翌暦応三年（一三四〇）まで続いたようで、北朝方では播磨武士や東国武士、南朝方では南朝軍の有力武士が参戦し、一大合戦が繰り広げられた。最終的には、北朝方に軍配が上がり、程なく「丹生寺合戦」は収束したと推測される。このことを鑑みても、忠兼の「丹生寺合戦」への参戦は、北朝方の一員としての軍事的貢献よりも、自身の北朝方における立ち位置を明らかにするための意味合いが大きかったと言えよう。

第三節 恩賞と恩賞地の動向

続いて、忠兼への「御恩」を見ていきたい。管見の限り、忠兼の「奉公」は元弘の乱への参戦に始まり、「丹生寺合戦」等、様々な合戦で「奉公」を行う姿を見ることができるといえる。そして「奉公」があれば、当然「御恩」として恩賞支給が行われたであろうことは想像に難くない。では、忠兼にはどのような恩賞が与えられたのだろうか。「越前島津家文書」を見ると、忠兼に与えられた恩賞は、主に（一）播磨国下揖保庄東方地頭職、（二）布施郷の所職、（三）相模国山内庄岩瀬郷の三つが挙げられる。これらの恩賞が支給された後の動向と合わせて、地方武士が恩賞を得ることの意義を考えてみたい。

（一）播磨国下揖保庄東方地頭職

播磨国下揖保庄東方地頭職は、建武三年に円心の指揮の下、尊氏軍を援護した前線部隊である「白旗城軍勢」に分配された恩賞である。しかし、そもそも下揖保庄は越前島津家が本領として相伝知行を行っており、東方地頭職もまた、越前島津家内で相伝知行が行われていた。そうであるにも関わらず、恩賞として「白旗城軍勢」に分配されたことに対し、当然忠兼は「可為何様候哉」として、播磨守護円心を通して異議を申し立てている。⁽²⁸⁾

忠兼は南北朝動乱の始まった当初から尊氏方として参戦していたにも関わらず、なぜ、このような事態が生まれてしまったのだろうか。その要因は、鎌倉時代に越前島津家内で発生した、下揖保庄地頭職をめぐる相論が関係していると思われる。詳細は省くが、この相論の結果、下揖保庄は東方と西方に分割され、越前島津家内の各系統で相続するようになった。⁽²⁹⁾しかし、元弘三年になると西方地頭職を相続する系統に属する忠兼の父忠藤に、後醍醐天皇から東方地頭職が与えられている。⁽³⁰⁾忠藤に

東方地頭職が与えられた理由は不明だが、忠藤の代で下掛保庄の一円知行がなされるようになったと考えられる。

そのため、「白旗城軍勢」に下掛保庄東方地頭職の分配が行われたことは、越前島津家から見れば恩賞支給どころか本領地の没収と捉えてもおかしくない。よって忠兼が異議を申し立てたことは当然のことと言えよう。けれども、忠兼の訴えが実を結ぶことはなく、越前島津家の本領の一部が失われたのである。⁽³¹⁾しかし、忠兼の訴えは完全に無視された訳でもなかったようである。⁽³²⁾

播磨国下掛保庄東方地頭職事、為欠所被支配白旗城之軍勢恩賞畢、而
 当方内屋敷島貳段事、為累代地頭之敷地云々、麦島事、雖未配分先
 任重代可被知行也、仍執達如件、

曆応元年十一月廿四日

(赤松四心)
 沙弥(花押)

(高津忠兼)
 周防五郎三郎殿

右の史料は、円心から忠兼に対して発給された施行状である。円心は、東方地頭職は「白旗城軍勢」に恩賞として分配されたが、「当方(東方)内屋敷島貳段」は「累代地頭之敷地」であり、「麦島事」もまだ「配分」されていないが、「重代」に従って「知行」するようにと、忠兼に命じたのである。このことから、少なくとも円心は、忠兼に下掛保庄東方地頭職を受け継ぐ資格があることを認めていたと言えよう。だからこそ、円心は忠兼の本領返還への訴えに口添えをしたのだろう。また、忠兼の本領返還を訴え続ける姿から、地方武士が本領を守ることに重きを置いていたことが窺えるだろう。

(二) 布施郷の所職

続いて、貞和二年(一三四六)から観応二年(一三五二)に支給された布施郷の所職を見ていきたい。布施郷は、越前島津家の本領下掛保庄の西側に位置し、越前島津家は公文職や地頭職、下司職といった所職を、「丹生寺合戦」や観応の擾乱での軍功に対する恩賞として賜ったものと考えられる。⁽³³⁾布施郷は、土地柄的に越前島津家が知行しやすい所領として重視されたようで、忠兼の死後も越前島津家内で相伝されていた。⁽³⁴⁾

だが、十一代島津忠秀の代では、布施郷の所職は別の人物に与えられていたようである。⁽³⁵⁾十二代島津忠光の代には返還がなされ、忠光は代官派遣による支配を試みるものの、その支配は一筋縄ではいかなかった。⁽³⁶⁾文明三年(一四七一)には、忠光は何度も布施郷地頭職の「遵行」を試みたが、支配が儘ならず際限がないため、早く「入部」し、抵抗する者の「交名」を上申するように、という御教書を二度発給されている。⁽³⁷⁾「入部」を命じるといふ文言から、当時の布施郷には越前島津家の関係者が居ない状況であったと推測される。つまり、一度失った所領を取り戻すことが出来ても、以前のような支配を行うことは難しく、自らその支配を放棄せざるを得ないこともあったのである。

(三) 相模国山内庄岩瀬郷

最後に、忠兼が尊氏から正平七年(一三五二)に与えられた相模国山内庄岩瀬郷の動向を見ていこう。支給された年代から推測するに、岩瀬郷の支給は観応の擾乱での軍功に対する恩賞と考えられる。⁽³⁸⁾元々岩瀬郷は、上杉家の管理下に置かれていたと考えられ、観応の擾乱で直義方に就いた上杉氏の失脚に伴い、欠所となった岩瀬郷が越前島津家に与えられたと推測される。

岩瀬郷を賜った後、越前島津家は代官を派遣し、その支配を行った。

しかし、その二年後の文和三年（一三五四）に忠兼の代官が殺害される事件が発生している。⁽³⁹⁾

嶋津周防守忠兼申相模国山内岩瀬郷並倉田郷等事、飯田七郎左衛門尉率多勢打入当所致合戦、殺害忠兼代池田右衛門尉以下輩云々、為

事实者、尤招重科歟、鎮狼藉、如元可沙汰付忠兼代也、

六月廿四日

(花押)^(尊氏)

河越弾正少弼殿

右の史料は、忠兼の派遣した代官が殺害されたことを聞いた尊氏が、相模守護であった河越氏に事件の收拾を命じたものである。「鎮狼藉、如元可沙汰付忠兼代也」と記されていることから、尊氏は事件を早々に切り上げ、一刻も早く事件の幕引きをはかりたかったようである。だが、そう容易に事件の收拾をはかることは出来なかった。なぜならば、当時の鎌倉公方足利基氏からの要請を受けた足利義詮によって、忠兼代が殺害された事件の実否判断がなされることになったためである。このような事態に陥った背景には、先の岩瀬郷の支配者である上杉憲顕が関係していると思われる。本筋を外れるため、上杉憲顕と基氏・義詮両者の関係性を詳細に説明することは省くが、基氏・義詮は両者とも幼い頃に鎌倉に下っていた時期があり、⁽⁴⁰⁾上杉憲顕はその時期に両者と交流を深め、彼らの信頼を得ていたと考えられる。そのことは、尊氏の死後、基氏からの要請を受け、上杉憲顕の関東管領復帰を義詮が認めていたことから窺えよう。⁽⁴¹⁾そうであれば、上杉憲顕は尊氏から見れば敵であったが、

結局のところ、忠兼代殺害事件の実否がどのように判断されたのか、

史料上から窺うことは出来ない。しかし、この時以降、越前島津家文書内に岩瀬郷の記載は見られない。一方、永徳三年（一三八三）には、上杉氏から同氏創建の明月庵の寺領として岩瀬郷の寄進が行われている。⁽⁴²⁾このことは、越前島津家が岩瀬郷支配から離れていったことを示しているよう。

以上、忠兼に与えられた三つの恩賞地の動向を見てきたが、越前島津家の事例を見る限り、「御恩」は利益よりむしろ、不利益をもたらしていたと言っても過言ではない。それでもなお、忠兼が「奉公」し続けたのは、本領維持と一族の更なる発展のために、本領安堵や新領の獲得を目論んでいたからではないだろうか。

おわりに

南北朝時代の地方武士は、本領維持や一族の勢力拡大という目的のため、主人と主従関係を結び、軍功を挙げ、恩賞を得ることでその目的を達しようとした。それ故、当然彼らが重要視したのは、自身の要求を叶えてくれる可能性のある主人を選ぶことであり、つまりは「御恩」に預かることが最重要任務だったのである。しかし、越前島津家の事例からも窺えるように、合戦で忠節を果たし、「御恩」として恩賞に預かることが出来ても、必ずしもその恩賞が一族にとって利益を生み出すわけではなかった。むしろ、動乱という不安定な社会情勢下では、押妨や押領の行為が日常茶飯事であり、安定的な支配を行うことは難しい状況であっただろうことは想像に難くない。しかしながら、彼らは主人を信頼し続ける限り、「御恩」を得るため、主人の命に従って「奉公」を行い続けたのである。そして、彼ら地方武士の選択と行動が室町幕府を支え

る礎となり、動乱の時代を収束させていったと言えよう。

註

- (1) 有力武士とは、守護の地位を得てその権限を行使する者のことを指す。だが、守護としての地位を持つ者だけではなく、守護の地位にない人物が守護と同じように権限を行使し、後に室町幕府の地域支配の一端を担うようになる「有力国人層」も、南北朝時代に急成長を遂げて室町幕府に貢献したという点では、有力武士と同じである。本稿では「有力国人層」も有力武士の一つの形態として扱う。南北朝時代の有力国人層の動向に関する研究としては、堀川康史氏による論稿がある。(「南北朝期室町幕府の地域支配と有力国人層」『史学雑誌』一一三編—一〇号、二〇一四年一〇月)。
- (2) 本領安堵の意味をめぐって様々な意見が存在するが、本稿では「以前より由緒ある所領である」という、承認要求者の要求が認められた場合は、本領安堵がなされたとみなす。
- (3) 漆原徹氏「預状と預置制度の成立」『法学研究』七三卷八号、二〇〇〇年。
- (4) 青山英夫氏「室町幕府守護の領国形成とその限界—播磨国守護赤松氏を中心として—」『上智史学』一四号、一九六九年。
- (5) 久保田収氏「祇園社と広峯社」『皇学館大学紀要 第十輯』、一九七二年。
- (6) 応長元年八月十一日条「晴喜自筆記案」『社家条々録』(『増補続史料大成』第四四卷、八坂神社記録二)。
- (7) 「八坂神社文書」八五(『兵庫県史史料編 中世八』(以下、『兵・八』と略記))。
- (8) 神戸大学附属図書館教養部分館所蔵「広峯神社文書」四、広嶺忠昭氏所蔵「広峯文書」一五(『兵・二一])。
- (9) 広嶺忠昭氏所蔵「広峯氏系図」(『広峯文書』六(『兵・二二])。)
- (10) 広峯神社所蔵「広峯神社文書」一一、一三(『兵・二一])。)
- (11) 「八坂神社文書」一七三三、一七二六、「八坂神社文書」九二(『兵・八』)。
- (12) 解説「安積文書」(『兵・三二])。

- (13) 安積弘允氏所蔵「安積文書」九(『兵・三二])。)
- (14) 安積小太郎氏旧蔵「安積文書」三、四(『兵・九』)、安積弘允氏所蔵「安積文書」五、六(『兵・三二])。)
- (15) 安積小太郎氏旧蔵「安積文書」八(『兵・九』)。
- (16) 『開館ブレ三〇周年記念 特別展「赤松円心・則祐」』図録、兵庫県立歴史博物館、二〇一二年。
- (17) 盛氏の官職について、「安積文書」を見る限り、暦応三年十一月時点では「安積太郎兵衛尉」であった。しかし、この後に盛氏が史料上に登場するのは文和二年三月であり、その時には「安積出羽守」であった。つまり、盛氏の出羽守への任官は暦応三年から文和二年の間に行われたと見られる。(安積小太郎氏旧蔵「安積文書」二、六(『兵・九』))。
- (18) 同庄は、三代行景と五代忠幹の下掛保庄地頭職をめぐる相論によって、「東方」と「西方」に分割されたものの、越前島津家内で代々相伝された所領である。(国立歴史民俗博物館所蔵「越前島津家文書」(以下「越」)一一六一、一一一一)。
- (19) 「越前島津氏系図」を参考に作成(『越』八)。
- (20) 越前島津家の再興や「越前島津家文書」が現存されるに至った経緯については、本筋と離れてしまうため、本稿では割愛する。詳細は、湯山賢一氏「越前島津家文書について」(『古文書研究』十四号、吉川弘文館、一九七九年二月)、五味克夫氏「新城島津家と越前島津家—末川家文書の紹介—」(『鹿兒島中世史研究会報』三一号、一九七二年)、同氏「越前島津家文書の伝来について」(『同』三九号、一九八〇年)、『開館ブレ三〇周年記念 特別展「赤松円心・則祐」』図録(兵庫県立歴史博物館、二〇一二年)に詳しい。
- (21) 越前島津家研究の代表的なものとして、以下に挙げる研究がある。丸山晴久氏「越前島津氏とその系譜—鎌倉時代を中心として—」(『神奈川県博物館協会々報』二〇号、一九六八年)、同氏「島津忠兼について(上)—建武年間の合戦を中心として—」(『金沢文庫研究』第一六一号、一九七〇年)、五味克夫氏前掲二稿、湯山氏前掲書、水藤真氏「越前島津氏の系図と文書」(『中世の武家文書』国立歴史民俗博物館、一九八九年)。

- (22) 「越」一一二二。
- (23) 忠兼の没年ははっきりしないが、文和四年(一三五五)の「島津忠兼等一揆契状」(「越」一一六一二)の中に忠兼の花押が見受けられる一方、永和元年(一三七五)には、忠兼の子である八代範忠へ、「亡父忠兼」が賜っていた所職が取りはからわれていることから(「越」一一一七、一一一八)、忠兼は文和四年から永和元年の間に亡くなったと推測される。
- (24) 例えば、摂津武士の貴志義氏や伊丹野四郎の活動を見ることができる。(「余田文書」一、二(「兵・一」)、「北河原氏家文書」四(「兵・九」))。
- (25) 市沢哲氏「建武・暦応の西摂津・北摂津合戦」『新兵庫県の歴史』三、兵庫県公館県政資料館、二〇一一年。
- (26) 「越」一一四一六。
- (27) 「越」一一三一。
- (28) 「越」一一三五。
- (29) 「越」一一六一、一一一一。
- (30) 「越」一一五一。
- (31) 「播磨国下揖保庄壹分地頭職事、為白旗城軍勢勲功之賞、任被仰下之旨、所令支配周防五郎三郎忠兼也」と、忠兼に「壹分地頭職」として知行を行うように命じられている。(「越」一一三一九)。
- (32) 「越」一一三一〇。
- (33) 「越」一一二六、一一二七、一一二八。
- (34) 「越」一一一七、一一一八、一一一九。
- (35) 十三代島津忠勝に発給された奉書より、忠秀の時に越前島津家の所有ではなくなったことが分かる。「播磨国布施郷地頭職並下司公文兩職事、為貞和以来勲功賞之処、至祖父(＝忠秀)代、被召放之」(「越」一一一四)。
- (36) 「越」一一一九、一一二〇、一一二一。
- (37) 「越」一一一三、一一一二。
- (38) 「越」一一一三。前年の十一月十日に、忠兼の播磨・摂津両国での軍忠に對する足利義詮からの御感御教書が発給されており(「越」一一一七)、「当恩賞はその「御恩」を实体化したものと考えられる。

(39) 「越」一一二一四。

(40) 義詮は貞和五年に尊氏から將軍を譲り受けるまで鎌倉を中心に活動しており(「暦応元年七月十一日条、康永三月十六日条等」(『大日本史料』、以下同じ)、「暦応三年に鎌倉執事に就任した(「暦応三年」(武家補任)) 憲頭とは面識があったと推測される。また、義詮と入れ違いで鎌倉に入京した基氏へも(貞和五年九月九日条「園太暦」)、関東執事として補佐しており、基氏が憲頭を討とうとした高師冬に擁された時には、高師冬の陣を脱出し、憲頭と共に鎌倉に還っている(「観応元年十二月二十五日条」(古文書録))。

(41) 貞治二年(一三六三)三月二十四日条(「上杉古文書」(『大日本史料』)には、「関東管領事、自京都(＝義詮)度々雖被仰候、時儀難治候間、令延引候、(中略)此事多年念願事候間、此時就願大慶候、(後略)」と基氏は記しており、基氏・義詮が憲頭の関東管領への復帰を望んでいたことが分かる。

(42) 「明月院文書」三八三(『鎌倉市史』史料編 第三四)。

(史学専攻博士課程前期二〇一九年修了)

Conduct and treatment of local samurai in the Northern and Southern Courts era: seen through the case of Harima Province

SHIMIZU Yuka

[Abstract] The Northern and Southern Courts era lasted for the relatively brief span of 60 years, but hurled Japan into a vortex of conflict between the courts of the north and south and was, moreover, the era that gave birth to the powerful samurai who were to lead the Muromachi shogunate. However, behind the public stage upon which these powerful samurai acted there was of course another stratum of

samurai who played a supporting role. In this paper I describe those serving beneath the powerful samurai in their various territories as “local samurai,” and cite and consider the exploits of the Harima samurai and examples of the treatment received in the light of these exploits by these samurai, an entity for whom the opportunities to place in the spotlight are few and far between.

What was emphasized most in samurai society was the master-vassal relationship that created a connection in which upon one hand the vassal was utterly faithful to his master, and in return the master provided favors to the vassal. This was because through the stringent observance of this system the vassal obtained territory and status, while the master was able to maintain a stable labor supply and revenue.

It was due to this relationship that, as witnessed in the dispute between Kyoto’s Gionsha and Himeji’s Hiramine family, in situations in which retention of territory was possible even without an intermediary, there was no need to seek the assistance of the master. Furthermore, as the case of the Azumi family illustrates, it was possible for vassals to choose their own master according to the state of wars, and devote themselves to retention of territory.

Moreover, the 7th generation leader of the Echizen province-based Shimazu family, Shimazu Tadakane, raised the status of his family by engaging in the Battle of Niudera that took place between the provinces of Settsu and Harima, growing to become a figure prominently regarded among the Harima samurai. His participation

in numerous battles was also rewarded with the receipt of land. However, due to many obstacles it was not possible to rule over the awarded land, with people dispatched there to manage it sometimes being murdered, and as a result the granting of awards actually disadvantaged the recipient. Nonetheless, with the objective of maintaining territory and acquiring new land, for as long as they kept on trusting their masters these samurai continued to devote themselves to servitude in return for favor

[Key Words] Samurai society, relation of master and servant, retention of territory, rewards, Harima samurai